

# 銀行代理店制度

金融庁

# 中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン

(平成14年9月30日、金融審議会答申)

## 第1部 我が国金融システムの将来ビジョン

### 2. 複線的金融システムへの再構築に向けた取組み

#### (2) 金融仲介機関の基本的方向性

##### ③ 金融商品の多様化とアクセスの改善

金融システム全体を見たとき、資金提供者である個人のリスク選好やライフサイクルに応じて、タイプの異なる多様で魅力ある金融商品が提供されるようになることが必要である。

さらに、利用者の利便性の向上を図る観点から、金融商品に対するアクセスの改善を図っていくことが重要であり、将来的には、経営の健全性に配慮しつつ、一つの金融仲介機関で多様な金融商品を、直接的ではないにせよ、少なくとも代理などの形で間接的に提供することも考えられる。銀行、証券会社、保険会社といった業態と顧客の関係がある程度固定的であったとすれば、市場機能を中核とする金融システムに変革し望ましい資金・リスク配分を可能にする観点から、金融商品の販売チャネルの多様化を進めることが重要である。なお、金融仲介機関は、取扱商品を拡大する場合、それによって経営の健全性を損なうことのないよう、十分に配慮することが必要である。

同時に、利用者保護の観点から、購入者が金融商品に含まれるリスクその他の商品特性を正確に認識できるよう、金融仲介機関は適切にその説明責任を果たすことが必要である。

# 金融システムと行政の将来ビジョンー豊かで多彩な日本を支えるためにー

(平成14年7月12日、日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会)

## 第1部 将来ビジョン

### 1. 生じている変化

#### (6) 改革の基本的方向性

仲介機関が、資金供給者である個人のリスク選好やライフサイクルに応じて、タイプの異なる多様な金融商品を提供することである。そのためには適切な比較情報が必要であるし、将来的には、経営の健全性に配慮しつつ、ひとつの機関で預金、保険、投資信託、債券、株式など各種の金融商品を、直接的ではないにせよ、少なくとも代理などの形で間接的に、提供し得る体制が望ましい。かつての日本版ビッグバンは市場原理を機能させるための広範な制度改革であったが、現行業態を前提とし、子会社や兄弟会社を通じた他業参入の自由化であった。これは、経営を持株会社のフィナンシャル・グループ単位で捉えるなら、合理的、機動的な方法である。

だが、後述のように、これまで、銀行、証券会社、保険会社(さらには郵便局)といった業態と、それを利用する個人顧客層の関係がある程度固定的だったとすれば、むしろ市場中心のマネーフロー構造に変革し、金融システムにとっての望ましい資金・リスク配分を可能にする観点から、業態と個人との関係を流動化させるべきであろう。もとより、取扱商品の拡大が、各業態の経営の健全性を損なわぬよう、十分な配慮が必要であることは当然である。

この場合、金融商品に含まれるリスクは購入者に正確に認識されねばならないため、仲介機関の適切な説明責任とともに、個人の側でも、多様な金融商品の性格につき理解を深めることを可能とする官民の取組みが必要である。

また、アメリカにおいて、アナリストへの信認低下が深刻化している事態にかんがみれば、金融商品の客観的な分析や判断を行う義務や能力を担保するため、業態の区分を前提とする間は、自らの系列機関が提供する商品を優先的に仲介する行為は抑制されるべきとの考え方もあり得よう。

## 銀行代理店制度にかかる規制改革

<p>従前の代理店規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 認可制</li> <li>* 個人、法人（100%出資規制等）（注）金融機関は代理店となれない。</li> <li>* 代理業務範囲の制限             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金（当座預金を除く。）</li> <li>・ 貸付け（住宅ローンその他消費者に対するものに限る。）</li> <li>・ 為替取引（内国為替取引に限る。）</li> </ul> </li> <li>* 専業義務（代理業務以外の業務の兼営禁止）</li> <li>* 代理店の支店、復代理店の設置の禁止</li> </ul>	
<p>平成 12 年 12 月 21 日</p>	<p>金融審議会第一部会報告 「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、銀行の支店その他の営業所の設置、位置の変更又は廃止は認可制となっているが、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、より柔軟な規制とすることとし、届出制に改めることが適当である。</li> </ul>
<p>平成 13 年 3 月 30 日</p>	<p>「規制改革推進 3 か年計画」（閣議決定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制の在り方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で検討し、結論を得る。</li> <li>・ 代理店の取扱業務については、金融機関の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関の本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から見直しを行う。</li> <li>・ 銀行の支店その他の営業所の設置等に係る認可制については、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、届出制に改める。等</li> </ul>

平成 13 年 9 月	要望（銀行業界）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理業務に係る規制撤廃、業務拡大</li> <li>・法人代理店の従たる事務所の設置</li> <li>・銀行による銀行代理店業務</li> </ul>
平成 14 年 3 月 29 日	「規制改革推進 3 か年計画（改定）」（閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人が銀行の代理店になる際のいわゆる 100%子会社規制及び專業規制について、顧客の利便性向上や銀行経営の効率を高める観点から、銀行が他の銀行の代理店となる場合についてはこれを適用しないよう、所要の措置を講ずる。</li> </ul>
平成 14 年 4 月 1 日 （施行）	<p>&lt;措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内の営業所、代理店の設置等の認可制から届出制への移行</li> <li>・金融機関代理店制度の創設（銀行、長信銀）</li> <li>・代理店の支店設置の解禁</li> <li>・代理業務の範囲拡大（預金、貸付け、為替に債務の保証、金銭の収納等、保護預り、両替を追加）</li> </ul>	
平成 14 年 9 月	要望（銀行業界）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理業務に係る規制撤廃</li> <li>・法人代理店における 100%出資規制の緩和</li> </ul>
平成 15 年 3 月 28 日	「規制改革推進 3 か年計画（再改定）」（閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社本体が他の保険会社のみならず、例えば資金の貸付の代理等、他の金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行を行うことについて結論を得、所要の措置を講ずる。</li> </ul>
平成 15 年 9 月	要望（銀行業界）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人代理店における 100%出資規制の撤廃・緩和</li> <li>・代理業務範囲の拡大</li> </ul>
平成 16 年 3 月 19 日	「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成 16 年度中に検討を行い、措置する。</li> </ul>
平成 16 年 4 月 1 日 （施行）	<p>&lt;措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関代理店の範囲拡大（銀行、長信銀に証券会社、保険会社を追加）</li> </ul>	
平成 16 年 10 月	要望（銀行業界）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人代理店における 100%出資規制の撤廃・緩和</li> <li>・代理業務範囲の拡大</li> </ul>

# 銀行の代理店規制の概要

1. 銀行の代理店とは、銀行の委任を受けて、当該銀行のために、銀行の業務の全部又は一部の代理をするものをいう。

※代理店には、代理店主が個人、法人及び金融機関の3通りがある。

## 2. 現行代理店規制の概要

### (1) 出資規制

- ・個人 ー 規制なし
- ・法人 ー 銀行の100%出資又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社
- ・金融機関 ー 規制なし

### (2) 専業義務

- ・個人
  - ・法人
- } 代理業務以外の業務の兼営禁止
- ・金融機関 ー 規制なし

### (3) 代理業務の制限

預金、貸出、為替、債務保証、手形の引受け、金銭の収納等、保護預り、両替の代理に限定  
(金融機関代理店については、証券会社は証券業務、保険会社は貸付に限定)

○「規制改革・民間開放推進3か年計画 分野別措置事項(金融関係)」抜粋(平成16年3月19日閣議決定)

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
⑦銀行代理店に係る諸規制の緩和(金融庁)	銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。	措置		

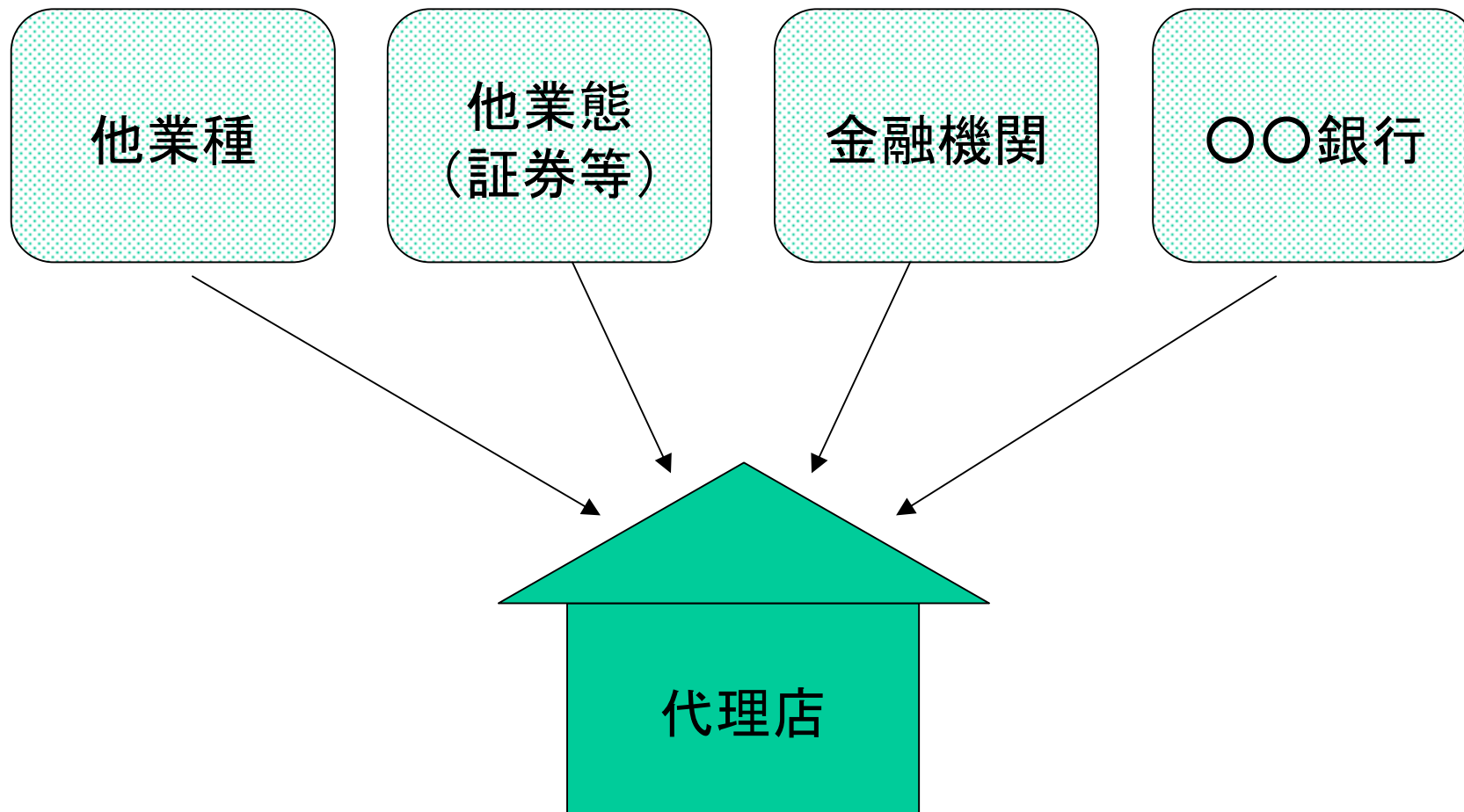
## 各業態における代理店制度等の比較

	証券仲介業者	信託契約代理店	損保代理店	生保募集人	銀行代理店
業務	有価証券の売買の 媒介等	信託契約の締結の 代理又は媒介	保険契約の締結の 代理又は媒介	保険契約の締結の 代理又は媒介	銀行の業務の代理
参入規制	登録	登録	登録	登録	銀行の届出
業務委託会社との資 本関係規制	× (所属証券会社制)	× (所属信託会社制)	× (所属保険会社制)	× (所属保険会社制)	○ (銀行の100%出資 子会社又は銀行持 株会社の子会社)
対象	個人・法人	個人・法人	個人・法人	個人・法人	個人・法人
財産的基礎規定	×	×	×	×	○ (個人のみ)
専業規制	×	×	×	×	○
固有財産との分別管 理義務	(金銭若しくは有価証 券の預託の受入禁止)	○	× (ガイドラインに規定)	×	○
所属会社に課される 損害賠償責任	○	○	○	○	×
立入検査・報告徴求等	○	○	○	○	○
業務改善命令	○	○	○	○	×



## 海外における銀行代理店制度について

項 目	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1 代理店制度	<p>○預金の集金等を行うメッセンジャー・サービス(連邦法)</p> <p>○銀行サービス会社(連邦法) ⇒小切手・預金の仕訳、金利計算、小切手・取引明細書の作成・郵送、その他の記帳・計算・統計作成等のサービスを提供する者をいう。</p> <p>○資金貸付の組成サービス(連邦法) ※当局のガイダンスでは、銀行は一般的に代理契約を締結できるとした上で、①銀行によるリスクの測定、②契約手続の整備、③継続的なモニタリング等の規制を課している。</p> <p>○送金業者(州法) ⇒銀行以外の業者であって送金を業として行う者をいう。 ・小切手の販売・発行 ・送金等のための資金を受領または送金の実行 ・代理・復代理も可(一定の場合、要免許) ・支払手段の残高と同額の資産保存等が課されている。</p>	<p>○法令上、代理に関する規定はない。</p> <p>※FSAのハンドブックにおいて、銀行が第三者とアウトソーシング契約を締結することは明示的に認められている。</p>	<p>○銀行は業務のアウトソースが可能(アウトソースできる業務に制限はない)。アウトソース先に指示を出す権限を契約にて確保するとともに、アウトソースされた業務を内部監査の対象としなければならない。</p> <p>○財務サービス契約の仲介制度(有価証券・通貨市場商品・外国為替及びデリバティブの購入・譲渡の仲介) ※コンメンタールでは、預金・貸付の仲介(他人の名義・計算で行うもの)は銀行免許なしで営むことができるとされている。</p> <p>○信用制度法の免許を取得すれば、資金移動サービスを営むことが可能。</p>	<p>○銀行取引仲介人 ※銀行取引仲介人とは、自らは支払保証の責任を負わず、業として銀行取引の締結において契約当事者の連絡に当たる者をいう。</p>
2 出資規制等の代理先の制限	○制限する規定はない。	○制限する規定はない。	○制限する規定はない。	○制限する規定はない。
3 代理店の業務範囲	○制限する規定はない。 ※銀行サービス会社に対しては預金の受入れを禁止。	○制限する規定はない。	○制限する規定はない。	○制限する規定はない。



幅広い金融サービス・関連商品の品揃え、事業再生のサポート

# 論点

- 現行規制の緩和・撤廃
  - 出資規制
  - 専業義務
  - 業務範囲
  
- 円滑かつ安全な決済システムの維持、金融機関の健全性の確保等のため制度の改正
  - 行為規制（顧客説明、誤認防止、分別管理、利益相反の防止等）
  - 開業規制（人的構成、財産的基礎、システム・体制の整備等）
  
- その他